

議第52号

京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例
(京都市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「本則において「機構職員」を
「「機構職員」に、「又は公立大学法人京都市立芸術大学」を「，公立大
学法人京都市立芸術大学」に改め，「「大学職員」という。）」の右に「又は
地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下本則において「研究所」と
いう。）に勤務する者（以下「研究所職員」という。）」を加え，「機構又は
大学」を「機構，大学又は研究所」に，「機構職員又は大学職員」を「機
構職員，大学職員又は研究所職員」に改める。

附則第 5 項第 1 号中「又は公立大学法人京都市立芸術大学」を「，公立
大学法人京都市立芸術大学又は地方独立行政法人京都市産業技術研究所」
に改める。

(京都市産業振興基金条例の一部改正)

第 2 条 京都市産業振興基金条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「事業」の右に「(以下「事業」という。）」を加え，「別表のと
おり」を削る。

第 5 条第 1 項中「別表に定める目的のために支出する」を「事業の実施

に必要な財源に充てる」に改め、同条第2項中「支出し」を「必要な財源に充て」に改める。

第6条中「別表に定める目的の」を「事業の実施に必要な」に改める。

別表を削る。

(京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成25年12月24日条例第71号）の一部を次のように改める。

第1条のうち京都市職員給与条例第3条第5項本文の改正規定中「第3条第5項本文」を「第3条第1項第7号を削り、同項第8号中「別表第1の8」を「別表第1の7」に改め、同号を同項第7号とし、同条第3項中「第7号」を「第6号」に改め、同条第5項本文」に、「改める」を「改め、同条第6項中「第1項第8号」を「第1項第7号」に改める」に改める。

第1条のうち京都市職員給与条例別表第1の1から別表第1の7までの改正規定中「別表第1の7」を「別表第1の6」に改め、別表第1の7を削り、同改正規定の次に次のように加える。

別表第1の7を削り、別表第1の8を別表第1の7とする。

附則に次の2項を加える。

(関係条例の一部改正)

3 京都市旅費条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

研究職給料表適用職員	特別職給料表適用職員
	全 員
6級及び5級の職務にある者	

を

特別職給料表適用職員
全 員

に改める。

- 4 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「第7号」を「第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中京都市職員退職手当支給条例附則第5項の改正規定及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の設立の時に於いて当該法人の職員となる本市の職員に対し退職手当を支給しないこととする等の必要があるため提案する。